

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会要点記録

○開会日時 令和3年8月13日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名(新委員席にて記載)

1番	佐藤	周	君	2番	鈴木	絢子	君
3番	鳥居	康子	君	4番	井戸	清司	君
5番	杉本	一彦	君	6番	佐藤	龍彦	君
7番	浅田	良弘	君				

○出席議員 10名

副議長	中島	弘道	君	議員	石島	茂雄	君
議員	重岡	秀子	君	〃	仲田	佳正	君
〃	青木	敬博	君	〃	四宮	和彦	君
〃	杉本	憲也	君	〃	篠原	峰子	君
〃	長沢	正	君	〃	宮崎	雅薫	君

○説明のため出席した者 13名

企画部長	杉本	仁	君
同企画課長	菊地	貴臣	君
危機管理部長兼危機管理監	近持	剛史	君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎	恭之	君
観光経済部長	西川	豪紀	君
同観光課長	草嶋	耕平	君
同産業課長	鈴木	康之	君
同公営競技事務所長	福西	淳	君
教育委員会事務局教育部長	岸	弘美	君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相澤	和夫	君
同教育指導課長	多田	真由美	君
同幼児教育課長	稲葉	育子	君
同生涯学習課長	杉山	宏生	君

○出席議会事務局職員 5名

局長 富士一成 局長補佐 森田洋一
係長 鈴木綾子 主事 野田昌伸
主事 福王雅士

○会議に付した事件

- 1 委員席の変更
- 2 まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（当局による報告）
- 3 新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについて
- 4 その他
 - (1) 次回開催日程について
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

○委員長（井戸清司君）日程第1、委員席の変更を議題とする。

市議会内の会派の異動に伴い、委員席の変更をする。

お諮りする。委員席は、2番、鳥居康子委員を3番に、3番、杉本一彦委員を5番に、5番、佐藤龍彦委員を6番に、6番、鈴木絢子委員を2番に、それぞれ変更したいと思う。

これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

委員席の変更のため、暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 1分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（井戸清司君）日程第2、まん延防止等重点措置の適用に伴う対応についてを議題とする。

本議題については、去る8月8日、本市にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、その対応状況の報告を求めるものであり、議会と当局の情報共有及び認識の共有を図るもので

ある。

報告に当たっては、当局から一括して報告を受けた後、これに対する質疑を行うこととする。なお、報告については、情報共有等を目的としており、決定行為を行うものではないので、質疑に当たっては、報告内容の範囲にとどめるなどご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

それでは、一括して、当局の報告を求める。

○**危機管理部長**（近持剛史君）私のほうからまず、まん延防止等重点措置の内容及び本市の対応について説明させていただく。

県の感染状況は、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は過去最高の45.3人、県全体の病床使用率は51.3%となっており、特に東部地域では64%を超えるなど、医療体制の逼迫度合いが非常に高まっている。

このような状況から、本市を含む県東部地域、賀茂地域の全市町、静岡市、浜松市を対象区域として、8月8日（日）から「まん延防止等重点措置」が適用され、さらに、15日から藤枝、焼津、磐田市の3市が追加適用される予定となっている。

まず、まん延防止等重点措置の実施期間は、令和3年8月8日（日）から8月31日（火）まで、2つ目として、まん延防止等重点措置の区域は、8日から、県東部地域、賀茂地域の全市町、静岡市、浜松市、15日から藤枝、焼津、磐田市が追加され県内25市町が対象区域となっている。

3つ目として、具体的な措置の内容については、県民に対しては、午後8時以降、飲食店を利用することの自粛要請や、感染防止対策の徹底などが上げられる。事業者に対しては、飲食店及び大規模な集客施設への午後8時から翌朝午前5時までの営業自粛要請となっている。また、終日、酒類の提供は行わないということが追加されている。

県から市町への協力依頼として、初動事務として、業界団体等へのチラシの配布やホームページへの掲載による事業者への周知と、8月8日から1週間程度、繁華街等で対象店舗の午後8時以降の閉・開店数の確認を行う、店舗の見回り調査の協力依頼があった。

本市の対応としては、8月6日、県の決定に伴い、同日16時から直ちに第58回対策本部会議を開催し、実施する措置の内容を確認するとともに、県の協力依頼の対応、教育部及び観光経済部所管施設の対応について協議を行った。

また、会議終了後、直ちに市のホームページに、静岡県が作成した「営業時間の短縮要請の概要」を掲載し、市メールマガジンにおいても情報発信を行っている。

○**観光経済部長**（西川豪紀君）観光経済部については、所管の対応について、それぞれの課長から説明させていただく。

○**観光課長**（草嶋耕平君）観光課所管施設の対応状況について説明する。

まず、市内の海水浴場、宇佐美、伊東オレンジビーチ、川奈、いるか浜公園については、物理的に閉鎖することが難しいことから、遊泳者の事故防止を図るため、引き続きライフセーバーを配置して開設を継続しているが、県が各海水浴場に利用自粛を促す看板を設置している。なお、伊東オレンジビーチの海の家については、飲食店登録がされているものの、営業時間が午後5時までとなっているので、時短要請の対象ではないが、8月6日（金）に観光課職員が各海の家を巡回し、酒類提供の自粛について説明を行ったところである。

市営海浜プールについては、入場者の上限を100人に制限しており、また、入口での検温や手指の消毒、住所氏名等の記入など、感染防止対策を図りながら開設しているが、利用者の大半が市内の小学生であり、市内において感染が拡大した場合には、閉鎖等の対応を行う必要があるものと考えている。なお、開設は8月22日までとなっている。

観光会館及び別館、伊東ふれあいセンターについては、首都圏など緊急事態宣言発令地域からの利用は不可とし、利用者数は定員の50%以内、夜間の利用は午後8時までとしている。

東海館については、通常午後9時までの営業を午後5時までに短縮する対応を昨年から継続しており、また、浴場の利用も休止している状況である。喫茶室については、酒類の提供は行っていないことから、通常通りの営業としている。

小室山公園のテニスコートやグラウンドなど有料施設については、首都圏など緊急事態宣言発令地域からの利用は不可とし、テニスコートの夜間利用については、通常午後8時30分までを午後7時30分までに短縮している。

市営駐車場については、通常通りの営業となっている。

伊東マリンタウンについては、直営店舗及び各テナントにおける飲食店では、酒類の提供を自粛するとともに、営業時間を午後8時までとし、また、スパについては県の時短要請の基準である、1,000平方メートルを超えるサービス業を営む大規模集客施設に区分されることから、営業時間を午後8時までに短縮して営業していると報告を受けている。

ジオテラス伊東については、従事されている方が高齢ということもあり、8月31日まで休館としている。

イベント等の開催についてであるが、花火大会については、既に報道されているが、8月6日、7日、16日、17日、20日、21日、23日、24日の伊東温泉夢花火、8月8日から13日までの按針祭海の花火大会、8月22日の箸まつり花火大会の全てを9月以降に延期とした。

また、地区の花火大会である8月15日のいるか浜花火大会については中止とし、9月以降に改めて開催するかは未定であると聞いている。

松川藤の広場で開催していた夕涼みわくわく市についても、8月6日以降の開催を全て中止

とし、その他、8月29日（日）に藤の広場で開催が予定されていたプロレスイベントについても、飲食を伴う集客イベントであることから、主催者に対して中止または延期するよう申入れを行い、9月以降に延期することで了承を得ている状況である。

観光課所管施設の対応状況は、以上である。

○産業課長（鈴木康之君）産業課関係の施設等の対応について、説明させていただく。

シルバー人材センター及びシルバー交流サロンについてである。シルバー人材センターについては、通常通りの運営となっている。サロンの交流スペースについては、平日のみのオープンで、休日は休止することとしている。平日の利用者についても、人数制限、二、三人で、なおかつソーシャルディスタンスを保ち、十分安全に配慮し利用しているとのことである。サロンの講座、教室については、当面の間、全てを中止としたとの報告を受けている。

続いて伊東職業訓練校についてであるが、通常通りの運営である。もともと、生徒が二、三人ということで少なく、安全に配慮した中で実施できるとのことで、通常運営を行っている。

宇佐美の留田浜辺公園駐車場については、7月18日から8月23日までの運営となっており、こちらについても通常通りの運営である。

まん延防止の時短の要請の内容についてであるが、8月6日、静岡県から営業時間短縮要請に係る事業者への周知等の初動への協力依頼により、業界団体等を通じた周知、8月8日から1週間程度、繁華街等で対象店舗の見回りの初動事務の依頼が県からあり、産業課で行っている。

業界団体への周知については、8月6日時点で、市のホームページへの掲載をはじめ商工会議所、観光協会、飲食業協同組合、食品衛生協会、伊東社交業組合、社交飲食業組合、ネオン会、報道各社へ周知依頼を行った。

対象店舗の見回りについては、8月8日から、基本的には職員2人体制で繁華街を中心に見回りを行っており、本日13日まで行う予定である。

産業課からは以上である。

○公営競技事務所長（福西 淳君）公営競技事務所所管の伊東温泉競輪の時短営業について報告申し上げる。

8月10日からすでに始まっているが、15日までのGIオールスターナイター場外発売については、20時完全閉場としている。また、8月18日から20日までの四日市競輪、8月23日から25日までの函館競輪、26日から28日までの松山競輪のFIナイター場外発売については、昼開催終了後に閉場とする。

周知については、各施行者、全輪協、伊東温泉競輪ホームページ、場内告知、場内放送など

で周知を図っている。また、同じ県内にある静岡競輪とも歩調を合わせた対応となっている。

また、引き続き、入場に際してマスク着用、入場時の検温、手指の消毒、席の間引きなど、感染拡大防止の取組を実施して、有観客開催としている。酒類の発売休止の継続もしている。

8月18日から20日までの本場開催については、入場者数も5,000人を上限とし、上限に達した場合は、入場制限を行うことなども考えているところである。

- 教育部長**（岸 弘美君）教育部所管施設等の対応状況について説明する。小・中学校について、8月6日付、各学校長宛てに「教育活動への対応」について発出した。項目としては、1点目として、各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わないこと。2点目として、給食の提供方法等を検討すること。3点目として、修学旅行については、地域の感染状況を踏まえ実施の判断をすること。4点目として、教職員においては、感染症対策や健康管理に取り組むほか、発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養すること。以上、4項目について対応することとした。また、中学校の部活動については、8月25日まで休止としている。

次に、保育園、放課後児童クラブについては、夏休み期間も運営しているため、保護者に対して、利用に当たっての注意事項の再徹底を依頼文書として発出し、幼稚園の預かり保育及び保育園の一時預かりについては、就労及び緊急の方のみ実施することとした。

次に、生涯学習課所管の社会教育施設についてである。8月8日から31日までの間、利用を停止する施設としては、各小・中学校の学校開放、大原武道場、市民体育センター、かどの球場、青少年キャンプ場、生涯学習センター、コミュニティセンター、木下杢太郎記念館、文化財管理センターであり、同期間中に実施を中止した事業としては、放課後こども教室、ふるさと教室、いでゆ大学などである。また、市立図書館については、一部利用の制限をしている。

以上で教育部所管施設等の対応についての説明を終わる。

- 委員長**（井戸清司君）これより質疑に入る。発言を許す。
- 5番**（杉本一彦君）まず、今回のまん延防止等重点措置の中で話題となるのが、時短営業の要請であるが、急に決まったことであるので、私のところにも高齢の経営者などからもう少し詳しい情報を教えてほしいなどがあり、いろいろと対応しているが、そのあたりの問合せ——よく分からないという問合せも多くあると思うが、問合せについてはどういう状況であるのか。
- それから、見回りが始まり、よく理解していなかったお店が、うっかり営業をしている可能性も考えられ、それがもう既に13日になり、時短営業の開始時期を逃している場合もあると思うが、そのあたりの対応はどのようにしていくのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 産業課長**（鈴木康之君）問合せについては、ほかの課も含めてであるが結構来ているという話を聞く。実際に産業課には多く寄せられている。内容的にも急に発出されたということで、現

段階では、県から示されているQ&Aの中で、市で確実に判断できる部分については説明させていただいているが、お店によって一律でない場合があるので、その場合には県に確認をしなければ言い切れない部分もあるので、県に確認の電話を入れているところだが、なかなか県のコールセンターもつながらず、産業課としても苦慮しているところであるが、県から聞いている情報の中で、整理をしながら説明しているところである。

スタート時期については、お店が知らなかったというところもあったり、お店によっては予定が入っていたりで、急に決められたことで対応できないというお店もあるかと思うが、基本的には、報道や各団体を通じて、12日から時短営業をしていただきたいということで、8日に措置が出たわけである。8日ということで、ちょうど休日に入った時期でもあり、私どもとしても周知等に苦慮したところであった。本当はもう少し猶予期間があるとありがたかった。見回りについても県への報告もあるので、そういったところは県と連携して、周知を図っていききたいと思う。

- **5番**（杉本一彦君）県の事業であるので、市の対応についても県に聞きながらということで分かったが、大事なことは、蔓延を防止することであるから、見回りする中で、新たに指摘事項があったりしたときには、やはりお店を休んでいただいたり、時短営業をしてもらうことが、大事であるので、その辺を指導してもらいながら、やはりその人たちの生活も大事であるので、県の協力金などが、今から閉めても払えませんかということにならないように、現場の声をしっかりと県に届けながら、一軒一軒の生活などを守って行っていただきたいと思う。

それから、このまん延防止等重点措置に伴い、新たに酒店等への救済措置や、別業種でも売上げが減ったところへの支援金などの新しい情報が入ってきているが、今、現在、新たな県の事業などで把握しているものがあれば教えていただきたい。

- **産業課長**（鈴木康之君）時短要請へは協力金しか県からは示されていないが、そのほかには、月次支援金というのがあり、本市が指定されたことにより、これまでの制度では、緊急事態宣言が出された首都圏の影響を受ける飲食店等で、50%以上の売上げ減少があった場合は、月次支援金の対象となっているが、その辺を県の上乗せとして、30%の売上げ減少でというところと、それとは別に、酒類を扱っているところについてはより手厚い支援をするということで、30%以上50%未満の減少で、法人の場合は20万円、個人が10万円ですとか、50%以上の減少の場合は、率に応じて上乗せを行うというのが今のところ聞いている県の対応である。

この辺の申請や、今回の協力金の申請についてもまだ詳細が示されていないので、分かり次第、周知を行っていききたいと思う。

- **5番**（杉本一彦君）もう一点であるが、修学旅行に対する判断についての説明があった。コロ

ナが起きたときに、学校の対応を巡ってはいろいろな意見が出るが、先ほどの説明を聞く中で気になったのが、その修学旅行に対する判断ということで、地域の状況に合わせて判断していくという説明があった。修学旅行はまだ先であるので、状況に合わせて対応していくというのは分かるし、地域の状況というのは、本市の中の状況だけでなく、行き先の状況というのももちろんだと思う。この判断というのは、教育委員会が判断して、各学校に指示していくのか、それとも各学校の判断になるのか。何が言いたいのかというと、各学校の判断が違って、例えば、あそこの中学は行くけど、こっこの中学は中止になったなど、そういうことも起こり得るのかなと思う。まだ先のことであるが、もう少し詳しく教えていただきたい。

- 教育指導課長**（多田真由美君）本市の状況としては、教育委員会として、感染状況を十分に注視しながら判断するよう求める通知を発出したあと、各学校長が最終的な判断を行うが、本市では、校長会の中でそこら辺のバランスを取っている。ただし、学校の規模や状況によっては、そこら辺が多少変わることもある。他市町の中では、例えば、ある学校は中止して、ある学校は実施するという判断もするところもあり、最終的には校長の判断ということになる。
- 1番**（佐藤 周君）教育関連であるが、夏休みに入ったあとに今回のまん延防止措置が出され、先ほど説明された4項目であるが、子供たちや父兄に対する連絡・周知の方法は休み明けのことになると思うが、どういった方法を考えているのか。
- 教育指導課長**（多田真由美君）夏休み前には、保護者のほうに、「夏季休業中の感染防止対策へのご協力」ということで通知を発出している。今回、まん延防止措置が適用されたので、8月26日の始業式の日を改めて、「感染症拡大防止についてお願い」の通知を発出する予定である。その中では、文部科学省からの通知にもあるように、児童・生徒やその家族がPCR検査を受けたり、濃厚接触者と特定された場合は学校に連絡をするようお願いすることと、一番は、同居の家族に発熱等の症状が見られた場合も登校を控えていただくということを周知していきたいと考えている。各学校については、8月24日に校長会があり、各学校でも職員会議があるので、その中で周知を図っていききたいと思う。
- 3番**（鳥居康子君）ただいまの教育部の関係で、給食のことが項目の中に上がっていたが、1学期以上に工夫することなど、給食に関しての考え方を伺いたい。
- 教育部次長**（相澤和夫君）2学期は8月30日から、給食の提供をする予定となっている。現時点の給食の提供方法であるが、栄養士等が集まって協議を行っている。その中で献立内容の変更等を行わず、現状の予定通りの給食を提供することを考えている。一番重要であるのは、感染症をどのように対策するかということで、食前食後の手洗いについて、1学期、昨年也十分に行っていたが、そういったことをもう一度、各学校のほうで児童・生徒へ食前食後の手洗い、消毒の徹底を行っていただく。もう一つの対応として、なるべく児童・生徒

が給食に触るリスクを下げるため、配膳時にできれば使い捨ての手袋を使いながら配膳をしていきたいと考えている。また、向かい合わせで食べない等、基本的なそういうところの状況も各学校へお願いしながら、安全安心な給食の提供を行っていきたいと考えている。

○**3番**（鳥居康子君）危機対策の関係で、病床の使用率は東部が高いということを踏まえ、自宅療養者の急変というのが緊急事態宣言中の東京でも出ているが、病床使用率から、ただいまのまん延防止の中で、病床の使用率が高まり、自宅療養の方が適切に治療を受けられないなど、心配な状況がこれから起こる可能性があるかと思うが、その辺り、東部の中で、病床使用率がどうか気にかけているわけであるが、情報を把握しているか。

○**危機対策課長**（吉崎恭之君）医療のほうの関係になるので、専門ではないが、あくまでも保健所のほうでその方の病状を見て、軽症であれば自宅療養で、少し重くなれば療養施設のほうで、さらにドクターが近くにいななければならない方は入院という形で振り分けていると思われる。医療圏の中でベッドが足りなくなった場合には、広域的に考えて中部や最悪の場合は西部の病院というところで、県全体でその辺を対応していると聞いている。

○**2番**（鈴木絢子君）教育関係で伺う。各校長へ宛てた中で、各教科、感染リスクが高いことは行わないといった話であったが、今考えられている具体的なことを教えていただきたい。あわせて、それに対するフォローは学校ごとになるのか、そういった部分を教えていただきたい。

○**教育指導課長**（多田真由美君）感染症対策を講じてもお、リスクが高い活動の具体的なものとして、文部科学省から新しい生活様式についての文書が4月28日の段階で最新のものが発出されている。それにのっとって、対策をしているわけであるが、そこに書かれている感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動として、例えば、合唱や、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の楽器であるとか、児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループ活動のほか、近距離で活動する調理実習、そういったものについては行わないといった対策に今後なっていくと考えている。現在、学校では、鍵盤ハーモニカの代わりに机上で紙が鍵盤になっている教具があり、そういったものを押すような形で代替のものとして使っているとか、調理実習については次年度に行うようにするなど、教育課程の時期を変更しながら行っている状況である。

○**7番**（浅田良弘君）まん延防止重点措置になり、高齢者から相談を受ける中で、例えば、病院等の運営、面会の条件であるとかを聞かれるケースがあった。できれば福祉関係の課長に本来であれば出席していただいたほうがより分かりやすかったと感じる。質問ではない。対策本部の中にもおそらく入られているかと思うので、情報共有を果たすためには多くの情報を共有していただきたいと思う。1つ目の質問であるが、まん延防止重点措置に関して、先ほどの説明で、市として見回りを実施していくといったことであるが、実際に8日から13日まで、それ

は飲食店だけに限るのか、飲食店以外の、例えばテナント等で実施している、伊東市にあるかは分からないが、車等で営業し、食事の提供等をしているところについて、見回りを行っているか。

- 産業課長**（鈴木康之君）今回見回っているところについては、今回の要請に基づいて対象となる店舗であり、車等でやられている店舗については対象外かと思う。時短営業をしている飲食店等となるので、対象外のところについては、見回っているところはない。
- 7番**（浅田良弘君）見回りの結果を県のほうへ報告することによって、まん延防止等重点措置に伴う協力金等に、見回りの結果等が反映されていくのか。
- 産業課長**（鈴木康之君）見回りについては件数を報告するので、市として特にどこの店がというふうに報告しているわけではなく、全体のうち何件くらいがあったかを報告することになっているので、その程度の報告となっている。その後、協力金への影響については、基本的に市のほうの判断はないが、県のほうで今後判断がされると思うが、場合によっては県の判断で、これ以降についても、営業しているところについては指導だとか、注意だとか、そういったことが行われると思うので、県の判断に基づいて、その辺りの判断がなされるものと考えている。
- 7番**（浅田良弘君）まん延防止等重点措置に関しては県との連携が非常に大切であると考えられるが、先ほど産業課長の方からも県と連絡が取りにくいという話を伺ったが、そういった連絡については、例えば教育関係、産業関係、福祉関係などのそれぞれの課が対応を別々で行うのか、それとも対策本部でまとめて、その辺の情報を県のほうから収集するのかその辺りについてはいかがか。
- 危機管理部長**（近持剛史君）県のほうの体制になるが、県の対策本部会議で決定され、そこから情報が来るので、基本的には、まず、危機管理部のほうへ情報が来るので、各担当部局へ即座に流して、各部で対応していただくような流れになっている。
- 7番**（浅田良弘君）これからおそらく今回のまん延防止等重点措置の適用で、営業が厳しくなるような店舗等が出てくると思う。その辺りの対応については、県のほうも状況に応じての内容の変更はなされるだろうという想定の下で、今後の対応が変わってくると思うので、その辺りの情報の周知、先ほど団体への周知と言っていたが、団体に所属していないような店舗もあるので、丁寧な周知をお願いしたいと考えている。
- 6番**（佐藤龍彦君）市営プールに関して、人数制限——人数によって入替え制を取っているということだが、それはまん延防止の間も同じような対応でやっていくのか。
- 観光課長**（草嶋耕平君）市営プールについては、昨年の夏の開設の時に1日上限100人というのはやっていた。昨年については、例えば午前中に100人に達したらその日はそれ以上入れないという対応をしていたが、実際には、午後にはほとんどスカスカの状態ということで、

それはちょっとなんとかならないのか、という声をたくさんいただいていた。昨年も今年もいただいていたので、今年は、8月の頭から、100人に達した時点で止めるが、ある程度人が出て、その後に来場された方は、100人以内であれば入場させるという対応を取っている。

1日100人だが、出て、また入れて、1日トータルすると150人とか160人とかになる。

○6番（佐藤龍彦君）今のまん延防止の期間中もその入替えを継続しているのか。

○観光課長（草嶋耕平君）まん延防止が適用されても引き続き同じ対応である。先ほど説明したとおり、利用者が市内の小学生が大半で、観光客がほとんどいないので、伊東市内の感染状況を見ながら、必要であれば閉鎖するという対応も必要かと考えている。

○6番（佐藤龍彦君）未成年者の感染が確認されてきている中で、その辺が気になったので、継続して注視してもらえればと思う。あと、図書館利用で一部利用可能との報告があったが、どんな利用状況か。

○生涯学習課長（杉山宏生君）図書館においては、今まで人数制限をかけながらも机とか椅子を出していたが、撤去した。長く滞留しないように本を見て、借りていただくという対応をしている。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって、質疑を終了する。

日程第2、まん延防止等重点措置の適用に伴う対応についてを終了する。

○委員長（井戸清司君）当局説明員の退席のため、暫時休憩する。

午前10時44分休憩

午前10時46分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

○委員長（井戸清司君）日程第3、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについてを議題とする。

新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、全国各地で感染が拡大している中、本市にもまん延防止等重点措置が適用されるなど、議会として最大限の対策をしていかなければならないため、委員長として改定案を作成し、提案させていただいた。

変更箇所については、「2 感染予防対策」の(7)から(11)、及び「3 感染が疑われる症状がある場合」の(1)を昨年11月の見直し前の文言に戻し、感染対策を強化する内容となっている。

それでは、協議に入る。発言を許す。

- **5番**（杉本一彦君）内容は、県の警戒レベルが上がったということで、戻すことには賛同する。1回緊急事態宣言が解かれて現行に戻したときに、随分議員活動がやりやすくなって変わった。しばらくは注意していくが、今度これを解いていくタイミングもあって、警戒レベルが下がって、戻すまでの会議で決定するまでにタイムラグがある。解くタイミングの基準、警戒レベルが下がった時点で、これはまた、現行に戻すだとか、そういったところもある程度申合せというか、していくほうが、活動の日程とかも立てやすいかと思うが、その辺りどのように考えるか。
- **委員長**（井戸清司君）基本的に、議員の対応マニュアルなので決定は議運になる。なので、今回もここで出したものを、副議長に了解をいただいた中で、運用はとりあえず開始できるものと考えているが、最終決定は議会運営委員会となるので、もしこれを感染の状況が落ち着いてきて、県の警戒レベルも下がったといった場合には当特別委員会はいつでも開催できる状況となっているので、特別委員会を開催して、皆様にお諮りしてどういう基準にするかと決定して、その後、正副議長に申入れをして、運用を始める、最終決定は議会運営委員会で、というような臨機な対応はできると思うので、そういった中で対応していきたいと考えている。
- **7番**（浅田良弘君）(9)であるが、「感染拡大地域への移動は自粛すること」ということで、元の文書が「県境をまたぐ移動」ということであるが、実際に県内でも、西部地区とか中部地区もかなり出ているような状態で、「県境」という言葉をそういった意味で外しているのか。
- **委員長**（井戸清司君）基本的に「感染拡大地域」ということであるので、以前は緊急事態宣言が出されている地域だとか、そういったやりとりをしたかと思うが、現状、私の個人的な意見であるが、まん延防止等重点措置に限った今回の対応がなされた中で、感染の拡大が尋常なスピードではないと思っている。今までの新型コロナウイルスの株ではなくて、今回はデルタ株であるので、デルタ株の感染状況というのは非常に爆発的な感染をもたらしているというので、できれば、それこそ不要不急の外出を避けるぐらいのレベルで皆様に考えてもらいたい、というぐらいの気持ちでいる。
- **7番**（浅田良弘君）それは、県境とかではなくて、感染拡大している……
- **委員長**（井戸清司君）県内でも感染拡大しているところには行かないでもらいたいということである。
- **7番**（浅田良弘君）分かった。それと、(11)の「市外への研修会等への参加は、原則として控えること」とあるが、「原則」という言葉がすごく微妙だと思う。読み方によっては、原則だからいけるのかなと思う人もいるのではないかな。それであれば、(9)に示されているとおり、「感染拡大地域への研修会等への参加を控える」とする方が、分かりやすいと思うが、どうか。

- 委員長**（井戸清司君）基本、研修会の開催はほぼ中止とかになっている状況なので、まずリモートという形で対応していると思うが、リモートであれば問題ないと思うので、あくまでもマニュアルなので、こういう言い回しになってしまうのかなと思う。
- 事務局長**（富士一成君）浅田委員のおっしゃることは十分理解できる。原則として控えることということで、旅費等の請求がきてもこちらではお断りする状況に今後なると思われる。原則として控えるという記載にしてあるのは、最近では議長会も書面開催になっているが、以前、東部議長会は開催された経緯もあるため、そういった場面を想定して、原則としてという記載になっている。
- 6番**（佐藤龍彦君）(8)であるが、現行では、「新しい生活様式の実践を促すとともに、議会が取り組む感染予防対策への協力を求めること。」となっているが、改定案では、「本マニュアルの趣旨への理解を求めること。」となっており、協力と理解の違いを教えていただきたい。理解を求めることとは、こちらから強く説明して……
- 委員長**（井戸清司君）そこだけ取らないで、全体的に捉えていただいて、「傍聴者を募らないこと。また、傍聴を希望する市民に対し、本マニュアルの趣旨への理解を求めること。」と記載されている。こういった時期であるため、傍聴は控えていただきたいと伝えていただくという捉え方でよろしいかと思う。
- 6番**（佐藤龍彦君）説明しても来てしまう傍聴者に対しては、それ以上の強制はできないということか。
- 委員長**（井戸清司君）今までも同様であるが、基本的に傍聴に来ないでくださいと伝えていただいているので、そこは強く言っていただいて、こういった状況であることを説明していただくことも議員としての活動である。もし、傍聴に来た人が感染していて、議会内で感染が広がったら議会が停止するといったことまで説明する必要がある。
- そこを、伝えても来てしまう人への対応についてを議論すると終わらなくなってしまうので、理解していただきたい。
- 7番**（浅田良弘君）マニュアルの中で、委員長提案以外の部分についても発言してよろしいか。
- 委員長**（井戸清司君）構わない。
- 7番**（浅田良弘君）感染マニュアルの、「2 感染予防策」の(3)で「マスクを着用すること」と記載されているが、私のところに、議員がマスクを着用しないで買い物等に来店しているといった苦情が来ている。店の人が注意をしても、返事がなかったということから、議員は市民の代表である以上、品位に欠けるような対応をして欲しくないなので、事務局にも苦情内容を伝えてある。市内のスーパーなどから苦情をいただいております、マニュアルを遵守せず、マスクを着用しない議員がいると、他の議員も同じように見られ、今後の議会運営がやりにくくなって

しまう恐れがあるので、ぜひ委員長に対応を考えていただきたい。

- 委員長（井戸清司君）マニュアルの改定ではなく、その他ということではよろしいか。
- 7番（浅田良弘君）その他である。
- 委員長（井戸清司君）その件に関しては、以前から正副議長から注意をしていただいている経緯もあることから、私から副議長を通して、議運で図っていただくよう要請していく。
- 5番（杉本一彦君）マスクの着用を徹底する要請の話であるが、マスクだけに限らず、マニュアルの他の部分でも注意されている経過がある。そのため、マニュアルの全てを徹底するようにした方がよろしいかと思う。
- 委員長（井戸清司君）議員の皆さまにマニュアルを遵守していただきたいといった趣旨もあり、マニュアルの見直しを特別委員会の議題にあげている。そのため、私からも、傍聴の議員も数多くいらっしゃるの、皆さまには、再度マニュアルに沿った行動を徹底していただくことをお願いするとともに、副議長及び議運の委員長にも委員からマニュアル遵守の話があったことを伝えていく。
- 5番（杉本一彦君）引き続き、その他のところである。
- 委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前11時 0分休憩

午前11時 1分再開

- 委員長（井戸清司君）再開する。
- 5番（杉本一彦君）先ほど、議会を通じて傍聴を制限するとか、傍聴者が感染していて議会内で感染拡大が起きた場合のことを説明するといった議論の中で、傍聴を募らないことを説明していくとのことであった。そうであれば、例えば、ワクチン接種は強制されておらず、個人の判断となっているが、感染拡大を防ぐ観点から、議員及び議会関係者のワクチン接種について、強制はできないが、徹底するといった声はかけられるのではないか。
- 委員長（井戸清司君）その部分は、議員個人の話になるので、コロナ特別委員会ではなく、代表者会議や議会運営委員会で議論していただいた方がよろしいかと思う。
ほかに意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井戸清司君）それでは、本マニュアルの変更箇所については、提案した改定案のとおりとしたいと思う。また、皆さまから提案していただいた意見については、新しい正副議長の決定後に申し入れ、また、議会運営にも申し入れることでご了承いただきたいと思う。これにご異議等ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、マニュアルの運用については、副議長に報告の上、代表者会議と議会運営委員会での確認を経ることとなるが、昨今のコロナ禍の状況から、早急に対応しなければならないと思うが、副議長いかがか。

○副議長（中島弘道君）私も、まん延防止等重点措置が適用されたことから、早急に対応しなければならないと思う。改めて議会運営委員会で確認するが、実質的にはすぐに運用することを各代表に伝え、議員に通知する。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 11 時 5 分休憩

午前 11 時 6 分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

以上で、日程第 3、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの見直しについて」を終了する。

○委員長（井戸清司君）日程第 4、その他を議題とする。

まず、(1) 今後の開催についてである。

本委員会の活動だが、今後の開催については、今までと同様、特別委員会が設置されている状態を維持し、感染拡大の状況を踏まえ、必要が生じた際にはすぐに招集できる状態としておくことを提案したいと思う。

委員から何かあれば意見を伺う。発言を許す。

○7 番（浅田良弘君）先ほどの杉本議員の提案のとおり、マスクだけでなく全体の見直しをやった方がいいということだったので、早急に対応するべきではないか。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 11 時 7 分休憩

午前 11 時 8 分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

○3 番（鳥居康子君）可能かどうか分からないが、議場の議員席の間隔が狭いので、空いている席を使用したり、議員の間にパネルを設置するなどして、感染対策をとることはできないか。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 11 時 9 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○委員長（井戸清司君）再開する。

ほかに意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、本委員会の今後の活動についての協議を終了する。

本委員会については、ただいまご協議いただいたとおり、特別委員会を設置した状態を維持しつつ、案件や議題が生じた際に、必要に応じて開催することとしたいと思うが、これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、委員から、何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。

以上で、日程第 4、その他を終了する。

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

委員会中間報告書の案文については、正副委員長にご一任願う。

○委員長（井戸清司君）これにて閉会する。

○閉会日時 令和 3 年 8 月 13 日（金）午前 11 時 12 分（会議時間 1 時間 5 分）

以上の記録を認める。

令和 3 年 8 月 13 日

委員長 井 戸 清 司